

身体拘束廃止に関する指針

1 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は人間の活動そのものを制限し、自由を抑制してしまいます。そして、何より拘束は、短期間でも大きな苦痛と著しい被害・ダメージをその方に与えてしまい、尊厳ある生活を阻むものです。

特別養護老人ホーム女満別ドリーム苑及び（予防）短期入所生活介護施設女満別ドリーム苑（以下「当施設」という。）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束のないケアに努めます。

（1）介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、利用者本人または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

（2）緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、以上の三つ要件を全て満たすことが必要です。

2 身体拘束廃止に向けての基本方針

（1）身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

（2）やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者本人または他の利用者等の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、当施設の介護課長補佐、生活支援課長補佐、看護師長、担当介護係長及び担当介護主任（以下「役職者」という。）を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の障害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の三要件の全てを満たした場合のみ、利用者本人及び家族等へ説明・同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況について経過記録を行い出来るだけ早期に拘束を解除すべき努力をします。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ②言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、役職者を中心に十分に検討をします。また、身体拘束廃止委員会においても適正や解除の検討をします。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

3 身体拘束廃止に向けた体制

当施設では、身体拘束廃止に向けて身体拘束廃止委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

(1) 設置目的

- ①身体拘束等適正化に関する指針等の見直し
- ②施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善について検討
- ③身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ④身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ⑤身体拘束廃止に関する職員全体への啓発・指導

(2) 委員会の構成員

- ①施設長
- ②企画総務課長
- ③生活支援課長補佐
- ④看護師長
- ⑤介護課長補佐
- ⑥生活相談係長
- ⑦介護係長(主任)
- ⑧その他施設長が必要と認めた者

(3) 委員会の検討項目

- ①前回の振り返り
- ②三要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認
- ③身体的拘束を行っている入居者がいる場合)
三要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討

- ④(身体的拘束を開始する検討が必要な入居者がいる場合)
三要件の該当状況、特に代替案について検討
- ⑤(今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合)
医師、家族等との意見調整の進め方を検討
- ⑥意識啓発が必要な事項の見直し
- ⑦今後の予定(研修・次回委員会)
- ⑧今回の議論のまとめ・共有

(4) 委員会の開催

- ①定期開催 3ヶ月に1回以上
- ②必要時は随時開催
急な事態(数時間以内に身体拘束を要す場合)は委員会を開催できない事が想定されます。その場合は、委員から意見を聞くなどの対応により各委員の意見を盛り込み検討します。
- ⑤記録及び周知
委員会での検討内容・結果について議事録を適切に作成する他、特養各部署に議事録の写しを保管し、委員会の結果について介護職員並びにその他の職員が各自確認した後確認欄に押印することをもって職員全員に周知します。

4 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

利用者本人または他の利用者等の生命または身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

【介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的行為】

- ①徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ⑨他人へ迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、役職者を中心として、拘束による利用者本人の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、利用者本人及び家族等に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

【様式1：緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書】

(2) 利用者本人及び家族等に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者本人及び家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保存します。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を解除します。その場合には、利用者本人及び家族等に報告致します。

5 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

<施設長>

- ・委員会の総括管理
- ・現場における諸課題の統括責任

<企画総務課長・生活相談員・介護支援専門員>

- ・身体拘束廃止に向けた職員教育
- ・施設のハード、ソフト面の改善
- ・他部署との連携強化
- ・家族との連絡調整
- ・家族の意向に沿ったケアの確立
- ・チームケアの確立
- ・記録の整備

<看護職員>

- ・ 医師との連携
- ・ 施設における医療行為の範囲の整備
- ・ 重度化する利用者の状態観察
- ・ 記録の整備

<介護職員>

- ・ 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ・ 利用者の尊厳を理解する
- ・ 利用者の疾病、障害等による行動特性を理解する
- ・ 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- ・ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ・ 記録の整備

※必要時応じての関係者出席者の役割

<医師>

- ・ 医療行為への対応
- ・ 看護職員との連携

<管理栄養士>

- ・ 経鼻、経管栄養から経口への取り組みとマネジメント
- ・ 利用者の状態に応じた食事の工夫

6 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- (1) 定期的な教育研修（年2回）実施
- (2) 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 研修にあたっては実施日・実施場所・方法・内容等を記載した記録を作成

7 この指針の閲覧について

当施設での身体拘束廃止に関する指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにすると共に、当施設のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧をできるようにします。

附 則

この指針は、令和6年9月13日から施行する。

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様（身元引受人： _____ 様）

- 1 あなたの状態が下記の①②③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に日々の様子を記録し、身体拘束廃止委員会で具体的に鋭意検討を行うことを約束致します。

記

上記のとおり実施致します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

① 切迫性 入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い	
② 非代替性 身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がない	
③ 一時性 身体的拘束が一時的なものである	
拘束が必要となる理由 (個別の状況)	
拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況 (※具体的に記載してください)	
拘束開始及び解除の予定 (※特に解除予定を記載)	開始予定 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時から 解除予定 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時まで (※明示ください)

特別養護老人ホーム女満別ドリーム苑
施設長

記録者(役職名 _____) _____ 印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について、説明を受け、確認しました。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

入居者 _____ 印

対応者氏名(続柄 _____) _____ 印